



水水ポイントってなに？

元気大津づくり活動あなたもはじめてみませんか？

大津町のための
あなたの活動が
ポイントに変わります！

■申し込み・問い合わせ 役場総務課 まちづくり推進室 ☎096(293)3111

「水水ポイント」とは

「水水ポイント」は、「元気大津づくり活動」に応じて付与されるポイントのことです。活用方法が、申請により個人・団体の2種類に分かれており、貯まったポイントを、個人の場合は、町指定ごみ袋との交換、町トレーニングルーム利用のために使用できます。団体活動分へは、その団体に助成金として交付することができます。

事前に登録をして、報告書を手にする必要があります。個人、団体の登録が異なりますのでご相談ください。

申請方法

個人活動分

・個人用活動報告書に記入集計して、申請してください。

「水水」ポイント

・町指定ごみ袋の交換
・トレーニングルーム利用

団体活動分

・団体用活動報告書に代表者が参加人数と活動写真を添付し申請してください。

「水水」ポイント

・登録団体へ現金に交換して助成金として交付

「元気大津づくり活動」とは

「元気大津づくり活動」は、皆さんが自主的に行う活動のことで『町内で住民が自発的な意志に基づいて、他人または地域社会に貢献する目的を持って「無報酬」で行う行為』をいいます。町の活性化を図り、「元気大津」を創ることを目的としています。水水ポイントに交換可能な活動は次のA～Eと町主催のイベントに参加の6つに分かれています。

A 町の美観を保つ活動

- 道路や公園の草取りをする
- 公共の場所のゴミを拾う
- 道路を清掃する など



B 地域安全活動

- 防災、防犯パトロールをする
- 通学路の安全確保をする
- カーブミラーを磨く など



C 支え愛(あい)活動

- 高齢者の安否の確認
- 子ども食堂の開催
- 近所の高齢者を病院送迎
- 献血をする
- 地域福祉などの座談会の参加 など



D 地域環境活動

- 資源回収をする
- 通勤を車から自転車やバスにする
- 廃食用油を提供する など



E 健康増進活動(以下の5つのみ)

- ウォーキング
- ジョギング
- 体操
- 通いの場づくりへの参加
- 町主催の健康づくり活動への参加



Ex 町主催イベント参加(個人のみ)

- 町主催の健康イベントなどに参加
- ※対象となるイベントなどは担当課から別途お知らせします。



- 注** ①他の補助事業と重複はできません。※地域づくり活動支援事業だけは例外です。
②個人と団体の活動分を同時に計上はできません。

平成30年度「水水」ポイント交換を開始

平成30年度中に行われた「元気大津づくり活動」について「水水」ポイントでの交付を行います。

●申請窓口 役場総務課 まちづくり推進室

●申請期間 4月8日(月)～5月31日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜、祝日除く)

●申請書類

- 平成30年度元気大津づくり活動報告書(橙色)
- 申請に来る人の印鑑
- 代理の人(家族以外の人)が申請する場合は「委任状」

もっと知りたいときは「出前講座」

町内の行政区をはじめ、各団体やグループを対象に、「元気大津づくり活動」に関する出前講座を行っています。申請の方法や、対象の活動など具体的な説明を行います。説明に伺いますので、ぜひご利用ください。

■問い合わせ 総務課 まちづくり推進室

☎096(293)3111

出前講座について

生涯学習課 生涯学習係

☎096(293)2180



支援
拡充

熊本県義援金の 非課税世帯への配分について

■問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

平成28年
熊本地震
被災支援

Information

被災者支援のための義援金は、国内外の多くの皆さんから寄せられた善意を、日本赤十字社、共同募金会、熊本県がお預かりし、県の配分委員会で決定した基準額に基づき、被災された人にお届けしています。このたび熊本県義援金の非課税世帯を対象にした配分が次のように決まりました。

支給要件

居住者用り災証明書の被災程度が、全壊、大規模半壊・半壊の世帯のうち、平成30年度の住民税が非課税である世帯。
※ただし、別世帯の課税者の扶養親族等のみの世帯(高齢者又は障害者がいる世帯を除く)は対象外。

世帯は、り災証明書上の世帯を対象。(世帯から転出・転居した人も世帯に含め、転入した人は世帯に含めません。また、平成30年度の住民税が課税される平成30年1月1日までに亡くなった人は、世帯に含めません。)

配分基準額

- 全壊世帯、解体世帯(大規模半壊)、解体世帯(半壊)・・・20万円
- 大規模半壊世帯、半壊世帯・・・10万円

申請書類

①申請書(福祉課窓口にあります) ②り災証明書の写し ③平成30年度課税台帳記載事項証明書(り災証明書の世帯全員分)
④印かん ⑤その他(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写しなど、必要に応じて書類を提出していただくことがあります)

受付期間

4月8日(月)から平成32年3月31日(火)

対象世帯の判断チャート

